

青森県報

号外第三十四号

平成十八年
三月三十一日
(金曜日)

目 次

公 営 企 業

青森県公営企業局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(公営企業局) ……一

青森県公営企業局文書規程の一部を改正する規程……………同 ……四

青森県公営企業非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程……………同 ……六

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……………同 ……七

青森県公営企業職員倫理規程の一部を改正する規程……………同 ……七

青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………同 ……八

青森県公営企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程……………同 ……九

青森県公営企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程……………同 ……九

青森県公営企業職員公舎規程の一部を改正する規程……………同 ……九

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………同 ……一〇

公 営 企 業

青森県公営企業局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第一号

青森県公営企業局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業局の組織等に関する規程(昭和四十一年四月青森県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県公営企業の組織等に関する規程

第一条中「青森県公営企業局(以下「局」という。)」を「青森県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号)第四条に規定する県土整備部(以下「部」という。)」に改める。

第二条第一項中「局」を「部」に改める。

第三条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条中「局」を「部」に、「総務課及び工務課」を「公営企業課(以下「課」という。)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 課長(第五条第一項に規定する課長をいう。以下同じ。)は、課にグループを置くことができる。

第四条(見出しを含む。)中「各課」を「課」に改め、同条の総務課の項中「総務課」を削り、第一号中「局内の」を削り、第二十五号を削り、第二十六号中「及びその事務中総務課関係の事務」を削り、同号を第二十五号とし、第二十七号を削り、工務課の項中「工務課」を削り、第一号を第二十六号に、第二号を第二十七号に改め、第三号、第四号及び第六号中「(総務課の分掌に係る事務を除く。)」を削り、第五号、第七号及び第八号を削り、第三号を第二十八号に、第四号を第二十九号に、第六号を第三十号に改める。

第五条第一項中「別表第一の上欄に掲げる職を置き、その職務は、当該下欄に掲げるとおりとする。」を「部長及び課長を置く。」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「別表第二」を「別表第一」に改め、同項を第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 部長は、知事の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理する。

第六条中「局」を「部」に改め、「の各号」を削る。

第九条の表中「青森県公営企業局岩木川第一発電所」を「岩木川第一発電所」に改める。

第十三条の表中「青森県公営企業局八戸工業用水道管理事務所」を「八戸工業用水道管理事務所」に改める。

第十八条第一項中「必要に応じ、別表第三の上欄に掲げる職を置き、その職務は、当該下欄に掲げるとおりとする。」を「所長、次長及び課長を置く。」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第五項とし、同項の前に次の三項を加える。

2 所長は、事業所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 次長は、所長を補佐し、事業所の事務を整理する。

4 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理する。

第十九条の見出し中「局長」を「部長」に改め、同条第一項中「局長は」を「部長（第五条第一項に規定する部長をいう。以下同じ。）」に改め、同項第一号中「臨時職員（日雇用職員を除く。）」を「非常勤職員及び臨時的に任用する職員（以下「非常勤職員等」という。）（日雇用職員を除く。）」に、同条第二号及び第四号中「三千万円未満」を「三千六百万円未満」に、同項第八号イ中「二億円未満」を「二億六千万円未満」に、同号ロ中「二億円以上三億円未満」を「三億九千万円未満」に改め、同条第二項中「局長」を「部長」に改める。

第二十条中「所長は」を「所長（第十八条第一項に規定する所長をいう。以下同じ。）」に、同条第一号中「日雇用職員」を「非常勤職員等（日雇用職員に限る。）」に改める。

第二十一条第一号中「局長」を「部長」に改める。

第二十二条中「の各号」を削り、同条第三号中「局長、理事、次長」を「部長、参事」に改め、同条第七号中「局長及び理事」を「部長」に改め、同条第十三号中「三千万円以上」を「三千六百万円以上」に改め、同条中第八号を第十号とし、第九号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 部長の職務に専念する義務の特例（昭和二十七年三月青森県人事委員会規則一・二・一）第二条各号に規定する事項に係る承認に関する事。

九 参事及び課長の職務に専念する義務の特例第二条第一号、第二号及び第六号から第八号（家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関するものを除く。）までに規定する事項に係る承認に関する事。

第二十三条の見出し中「局長等」を「部長等」に改め、同条第一項中「局長」を「部長」に、「別表第四」を「別表第三」に改め、同条第二項中「別表第五」を「別表第四」に改め、「事務中分掌する」を削り、同条第三項中「別表第六」を「別表第

五」に改め、同項を第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 課長代理は、課長が特に命じた事務を専決する。

4 グループリーダーは、別表第四の二に掲げる事務を専決する。

第二十六条中「局長」を「部長」に改める。
第二十七条の見出し中「局長」を「部長」に改め、同条第一項中「局長」を「部長」に、「次長」を「課長」に改め、同条第二項を削る。

第二十九条第一項中「次長を置く事業所にあつては次長が、次長を置かない事業所にあつては総務課長」を「次長」に改め、同条第二項中「前項の規定により代決できる者」を「次長」に、「次長を置く事業所にあつては総務課長が、次長を置かない事業所にあつては他の課長」を「総務課長」に改める。

別表第一を次のとおり改める。

別表第一（第五条関係）

| | |
|----------|--|
| 参事 | 特に命じられた事項を総括整理する。 |
| 課長代理 | 課長代理は、上司の命を受け、課長を補佐し、課の事務を整理するとともに課の分掌事務のうち課長が特に命じた重要な事項を掌理する。 |
| グループリーダー | グループリーダーは、上司の命を受け、グループの事務を掌理する。 |
| サブリーダー | サブリーダーは、上司の命を受け、グループリーダーの補助的業務に従事し、グループの事務を整理する。 |
| 総括副参事 | 上司の命を受け、課の分掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。 |
| 副参事 | 上司の命を受け、課の分掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。 |
| 総括主幹 | 上司の命を受け、課の分掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。 |
| 主幹 | 上司の命を受け、課の分掌事務に係る企画、調 |

| | |
|------|---------------------|
| 主査 | 査及び立案を行う。 |
| 主事 | 上司の命を受け、重要な事務を処理する。 |
| 技師 | 上司の命を受け、事務に従事する。 |
| 技能技師 | 上司の命を受け、技術に従事する。 |
| 技能主事 | 上司の命を受け、技能的業務に従事する。 |

別表第二（第五条関係）を次のとおり改める。
別表第二（第十八条関係）

| | |
|------|--|
| 総括主幹 | 上司の命を受け、特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に関する事務に従事する。 |
| 主幹 | 上司の命を受け、特定の事務を処理する。 |
| 主査 | 上司の命を受け、重要な事務を処理する。 |
| 主事 | 上司の命を受け、事務に従事する。 |
| 技師 | 上司の命を受け、技術に従事する。 |
| 技能技師 | 上司の命を受け、技能的業務に従事する。 |
| 技能主事 | 上司の命を受け、労務的業務に従事する。 |

別表第四中「局長」を「部長」に改め、同表第一号中「局長、理事、次長、」を「部長、参事、」に改め、同表第二号及び第四号中「次長、」を「参事及び」に改め、「総括副参事及び副参事」を削り、同表第七号中「職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年三月青森県条例第十五号）第一条の規定による職務に専念する義務の免除」を「参事、課長及び所長の職務に専念する義務の特例第二号から第五号及び第八号（家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関する）に限る。」までに規定する事項に係る承認」に改め、第十八号中「六百万円未満」を「千二百万円未満」に改め、同表第八号を第十号とし、第九号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、同表第四号を第五号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、

第三号の次に次の一号を加え、

四 所長の病気休暇及び部分休業の承認等に関する事。

改正後の第八号の次に次の一号を加え、同表を別表第三（第二十三条関係）とする。

九 所属職員（次長、参事、課長及び所長を除き、事業所の職員を含む。）の職務に専念する義務の特例第二号第一号、第二号及び第六号から第八号（家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関する）を除く。）までに規定する事項に係る承認に関する事。

別表第五第一号、第二号、第四号及び第五号中「本庁の職員」を「所属職員」に改め、第二号中「休日の代休日の指定並びに年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇、早退及び欠勤」を「勤務時間の割振り、休日の代休日の指定並びに休暇及び部分休業」に改め、第三号中「所長の病気休暇の」を「所属職員（事業所の職員を含む。）の職務に専念する義務の特例第二号第三号から第五号まで及び第八号（家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関する）に限る。」までに規定する事項に係る」に改め、第四号中「時間外勤務」の次に「（週休日、休日及び休日の代休日に係るものに限る。）」を加え、第六号を次のとおり改め、

六 非常勤職員及び臨時的に任用する職員（日雇労働者を除く。）の任免に関する事。

第十号中「千二百万円未満」を「千二百万円未満」に改め、「関すること。」の次に「（グループリーダーの専決に係るものを除く。）」を加え、第十二号中「及び振替命令」を削り、「関すること。」の次に「（グループリーダーの専決に係るものを除く。）」を加え、第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、第十一号を削り、第十二号から第二十一号までを四号ずつ繰り上げ、同表を別表第四（第二十三条関係）とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第四の二（第二十三条関係）

グループリーダー共通

- 一 公簿の閲覧の承認及び証明書、謄本、抄本等の交付に関する事。
- 二 定例又は軽易な照会、回答、調査等で課長が指示したものに關すること。
- 三 保存文書その他の資料の閲覧及び借覧の申請並びに当該申請に対する許可に關すること。
- 四 その他定例又は軽易な事項で課長が指示したものに關すること。

総務グループリーダー

- 一 職員の証及び職員き章の交付に關すること。

二 本庁の職員に対する被服等の貸与及び譲渡に関すること。

三 物品（固定資産を除く。）の管理及び処分に関すること。

四 物品（固定資産を除く。）の出納通知に関すること。

五 許可証、登録証、検査証、合格証鑑札等の交付、書換え、再交付及び返納に関すること。

六 所属職員及び事業所の職員、調査員等の職務に関する身分証票に関すること。

七 一件の予定価格が三百万円未満の物品の購入に関すること。

八 旅費にかかる支出負担行為に関すること。

九 報酬、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、需用費（食糧費を除く。）、

委託料、使用料及び備品購入費に係る支出命令並びにその他の費目（給料及び交際費を除く。）に係る一件の金額が千二百万円未満の支出命令に関すること。

十 職員の時間外勤務命令（週休日、休日及び休日の代休日に係るものを除く。）に関すること。

十一 振替命令及び返納通知に関すること。

十二 有価証券（公有財産である有価証券を除く。）の出納通知に関すること。

十三 歳入歳出外現金及び有価証券の出納通知に関すること。

十四 誤納金又は過納金の戻入及び誤払金又は過払金の戻入に関すること。

十五 職員の扶養手当、通勤手当及び住居手当の支給に係る事実の確認、額の決定及び改定等に関すること。

十六 児童手当に関すること。

十七 単身赴任手当に関すること。

別表第六第二号中週休日の振替等の次に、「勤務時間の割振り」を加え、「年次休暇、病気休暇」を「休暇」に、「特別休暇及び介護休暇を除く。」「早退及び欠勤」を「及び部分休業（所長の部分休業を除く。）」に改め、同表を別表第五（第二十三条関係）とする。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県公営企業局文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第二号

青森県公営企業局文書規程の一部を改正する規程

青森県公営企業局文書規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県公営企業文書規程

第一条中「青森県公営企業局（以下「局」という。）」を「青森県公営企業局の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）第四条に規定する県土整備部（以下「部」という。）」に改める。

第二条第二項中「局長（出先機関にあつては、当該出先機関の長。）」を「県土整備部長（以下同じ。事業所にあつては、当該事業所の長。）」に改める。

第三条の見出し中「総務課長」を「公営企業課長」に、同条中「総務課長は」を「公営企業課長（以下「課長」という。）は」に改め、「局の」を削る。

第四条第一項中「総務課長」を「課長」に改め、「局の」を削り、同条第二項中「総務課長」を「課長」に改める。

第五条、第九条第一項、同条第二項、第十二条及び第十三条中「総務課長」を「課長」に改める。

第十四条第一項中「局」を「部」に、「総務課長」を「課長」に改め、同項第一号中「登載し、主管課長に配布すること。」「を」登載する。」「に改め、「輕易な文書は、」の次に「文書余白に收受日付印（第十号様式（四））を押し、」を加え、同項第二号中「主管課長に配布する前に局長の」を「部長の」に改め、同項第五号中「有価証券又は図書物品」を「又は有価証券」に改め、「図書物品にあつては物品交付簿に記入のうえ主管課長に」を削り、同項第六号及び同条第二項を削る。

第十六条を削る。

第十九条中「局長名」を「部長名」に改める。

第二十二条を削る。

第二十三条第一項中「総務課長」を「課長」に、「作成して主管課長に送付」を「作成」に改め、同条第二項を削る。

第二十六条第一項中「主管課で」を削る。

第二十七条第一項中「総務課長」を「課長」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「押し、主管課に返付しなければならない。」を「押さなければならない。」に改め、同項を第二項とし、同条第四項を削る。

第三十条第一項及び第二項中「主管課において、」を削る。

第三十一条中「局長」を「部長」に改める。

第三十二条第二項中「主管課長」を「課長」に改め、「総務課長の承認を受けた方法により」を削り、「収納する」の次に「方法を別に定める」を加える。

第三十三条第一項中「総務課長」を「課長」に改め、同条第二項中「各課において」を削り、「総務課長」を「課長」に、「完結文書引継書(第十五号様式)」を「添えて総務課長の定める日までに総務課長に引き継がなければならない。」を「保存文書台帳(第十六号様式)に登載し、所定の保存期間中に保存しなければならない。」に改める。

第三十四条を削る。

第三十六条第一項中「総務課長」を「課長」に改め、「主管課長に合議のつえ、」を削り、同条第二項中「総務課長」を「課長」に改める。

第三十七条中「総務課長」を「課長」に改める。

第三十九条の見出し及び第一項中「出先機関」を「事業所」に改め、同項中「第二十一条及び第二十四条第一項の規定を除き、」この場合において次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。「及び同項の表を削り、「準用する。」の次に「ただし、文書記号については次の表に定めるものを使用する。」を加え、同項に次の表を加え、

| 事業所名 | 文書記号 |
|--------------|----------------------|
| 岩木川第一発電所 | 岩発 岩発親(親展文書の場合) |
| 八戸工業用水道管理事務所 | 八工水 八工水親(親展文書の場合) |

同条第二項を削る。

第十七条を第十六条とし、第十八条から第二十一条までを一条ずつ繰り上げ、第二十二條を削り、第二十二條の二中「第十八条一項各号」を「第十七条一項各号」に改

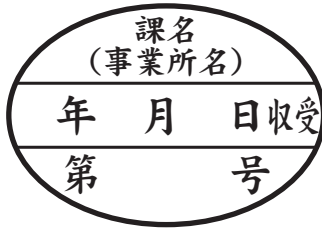
め、同条を第二十一条とし、第二十三条から第三十三条までを一条ずつ繰り上げ、第三十四条を削り、第三十五条を第三十三条とし、第三十六条及び第三十七条を二条ずつ繰り上げ、第三十八条を削り、第三十九条を第三十六条とする。
目次中「第二十七条」を「第二十六条」に、「第二十八条」を「第二十七条」に、「第三十八条」を「第三十五条」に、「第三十九条」を「第三十六条」に改める。
別表を次のとおり改める。

| 公印の名称 | 管守者 | 法 寸(ミリメートル平方) | ひな形(字体はてん書) |
|-----------------|-----------|------------------|--------------------------|
| 青森県知事印 | 公営企業課長 | 30 | 青森県 知事印 公営企業専用 |
| 青森県国土整備部長印 | 公営企業課長 | 24 | 青森県 国土整備部長印 公営企業専用 |
| 青森県国土整備部公営企業課長印 | 公営企業課長 | 21 | 青森県 国土整備部 公営企業課長印 |
| 岩木川第一発電所長印 | 岩木川第一発電所長 | 21 | 岩木川 第一発電所 印 |

第10号様式の2



第10号様式



第10号様式、第10号様式の二及び第10号様式の三を次のとおり改め、

| | |
|---------------|----------------|
| 青森県公営企業企業出納員印 | 八戸工業用水道管理事務所長印 |
| 企業出納員 | 八戸工業用水道管理事務所長 |
| 2 1 | 2 1 |
| 青森県公営企業出納員印 | 八戸工業用水道管理事務所長印 |

第10号様式の4



第10号様式の3



第10号様式の三の次に次の様式を加える。

第十一号様式中「局長」を「部長」に改め、「次長」の欄を削る。

第十二号様式中「青森県公営企業局」を「青森県公営企業課」に、「青森県公営企業局 課長」を「課長」に改める。

第十三号様式中「主管課長」の欄を削る。

附則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県公営企業非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第三号

青森県公営企業非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業非常勤職員等の任用に関する規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「青森県公営企業局」を「青森県公営企業」の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）第四条に規定する県土整備部（以下「部」という。）に改める。

第三条第四号中「公営企業局」を「部」に改める。

第五条中「局長」を「部長」に改める。

第六条第二項中「局長」を「部長」に改め、同条第三項中「総務課長」を「公営企業課長」に改める。

第八条中「局長」を「部長」に改める。

第二号様式及び第三号様式中「局長」を「部長」に改める。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第四号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「青森県公営企業局」を「青森県公営企業」の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）第四条に規定する県土整備部」に改める。

第二条第二項中「青森県公営企業局岩木川第一発電所（以下「岩木川第一発電所」という。）」を「岩木川第一発電所」に、「青森県公営企業局八戸工業用水道管理事務所（以下「八戸工業用水道管理事務所」という。）」を「八戸工業用水道管理事務所」に改める。

第六条の四に次の二号を加える。

二十一 一般の勤務に従事する職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就

学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間における五日の範囲内の期間

二十二 一般の勤務に従事する職員の保護する乳幼児が母子保健法第十二条若しくは第十三条に規定する健康診断、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第四条に規定する健康診断又は予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項若しくは結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第十三条に規定する予防接種を受ける場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間

第六条の四に次の一項を加える。

2 前項第十三号、第十四号及び第二十一号の休暇の単位は、一日、半日又は一時間とする。

第十八条の二中「公営企業局長」を「県土整備部長」に改める。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県公営企業職員倫理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第五号

青森県公営企業職員倫理規程の一部を改正する規程

青森県公営企業職員倫理規程（平成十三年四月青森県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「青森県公営企業局」を「青森県公営企業」の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）第四条に規定する県土整備部」に改める。

第十六条第二項中「次長」を「公営企業課長」に改める。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第六号

青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県企業職員の給与に関する規程（昭和四十九年四月青森県公営企業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一」を「別表」に改める。

第三条の表中局長、理事及び次長の項を削り、所長（企業職九級のものに限る。）の項中「所長（企業職九級のものに限る。）」を「所長（企業職七級のものに限る。）」に改める。

第五条を次のように改める。

（特殊勤務手当）

第五条 条例第八条の規定により支給する特殊勤務手当（以下「手当」という。）は次の各号に掲げる作業（以下「作業」という。）に従事したときに支給する。

- 一 傾斜三十度以上の水圧管の施設工事及び同管の内部作業 四百二十円
- 二 地上又は水面上十メートル以上の足場の不安定な箇所における作業二百二十円
（当該作業が地上又は水面上二十メートル以上の箇所で行われたときは、三百二十円）
- 三 高压以上の活線作業 四百二十円
- 四 水圧管充水中の水車ケーシング及び吸出管の内部作業 三百十円
- 五 乗出し作業 三百十円
- 六 活線近接作業（近接距離次表のとおり） 三百十円

| | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 電圧ボルト | 六〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 |
| 頭上メートル | 一・〇 | 〇・六 | 〇・四 | 〇・〇 |
| 側面メートル | 一・四 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 |
| 足下メートル | 二・〇 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇 |

七 天井走行起重機を使用する作業 三百十円

八 取水口沈砂池又は水槽における結氷時の流水作業 三百十円

九 洪水時における河川の水中作業 三百十円

十 隧道内作業 四百五十円

十一 地表下又は水面下四メートル以上の深所における作業 二百三十円

十二 交通ひんばんのため危険があると認められる道路上において交通をしゃ断することなく行う配水管等の弁の操作、点検及び修繕の作業 二百三十円

十三 豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある公営企業が管理する施設及びその周辺において、次に掲げる作業又はこれらに相当すると認められる作業に従事したとき（作業が日没時から日出時までの間において行われた場合にあつては、次に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額）

1 巡回監視 六百円

2 応急作業又は応急作業のための災害状況調査 九百十円

2 前項第一号から第十二号までに掲げる作業の一日の作業時間数が四時間に満たない場合の当該作業に係る手当の額は、前項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額の百分の六十に相当する額とする。

3 職員が同じ日に第一項各号に掲げる作業のうち二以上の作業に従事した場合のその日の手当の額は、前二項の規定にかかわらず、その従事した作業に係るこれらの手当の額のうち最も高い額となる手当に係る作業の手当の額とする。

第六条を次のとおり改める。

（特地勤務手当等）

第六条 条例第九条の二の規定により知事が指定する特地公署に準ずる公署は、岩木川第一発電所とする。

2 特地勤務手当に準ずる手当の支給については、職員の給与に関する条例の適用を受ける者の例による。

第七条及び第八条を削り、第九条を第七条に、第十条を第八条に改める。

別表第一中「別表第一（第二条関係）」を「別表（第二条関係）」に改める。

別表第二（第六条関係）を削る。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県公営企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第七号

青森県公営企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業職員の旅費に関する規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「企業職員」を「企業職員等」に改める。

第三条中「青森県公営企業局八戸工業用水道管理事務所」を「八戸工業用水道管理事務所」に改める。

別表（第六条関係）を次のように改める。

| | | |
|--------|-----------|-----------|
| 行政職給料表 | 企業職給料表（一） | 企業職給料表（二） |
| 一級 | 一級 | 一級 |
| 二級 | 二級 | 二級 |
| 三級 | 三級 | 三級、四級 |
| 四級 | 四級 | |
| 五級 | 五級 | |
| 六級 | 六級 | |
| 七級 | 七級 | |
| 八級 | 八級 | |
| 九級 | 九級 | |

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県公営企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第八号

青森県公営企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程

青森県公営企業職員被服等貸与規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「青森県公営企業局に勤務する職員」を「青森県公営企業（青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものをいう。）の業務に従事する職員」に改める。

第四条第一項中「総務課長」を「公営企業課長（以下「課長」という。）」に、「事業所の所長に」を「当該事業所の所長（以下「所長」という。）」に改め、同条第二項中「総務課長」を「課長」に、「当該事業所の所長」を「所長」に改める。第五条第一項中「総務課長」を「課長」に、「事業所の所長」を「所長」に改め、同条第二項中「所属長等」を「所属長」に改める。第一号様式中「昭和」を削る。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県公営企業職員公舎規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第九号

青森県公営企業職員公舎規程の一部を改正する規程

青森県公営企業職員公舎規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「青森県公営企業局」を「青森県公営企業（青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものをいう。）」に改める。

第二条中「青森県公営企業局」を「事業所（青森県公営企業の組織等に関する規程

(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第一号)第六条に掲げる事業所をいう。」「に改める。

第四条第一項及び第二項中「局長」を「部長」に改める。

第五条第一項中「職員は、」の次に「事業所の所長を経由して」を加え、「局長」を「部長」に改め、「この場合において、申請者が事業所に勤務する場合にあつては当該事業所の所長を経由しなければならない。」を削り、同条第二項及び第三項中「局長」を「部長」に改める。

第六条第一項中「局長」を「部長」に改め、同条第二項中「三日以内に」の次に「事業所の所長を経由して」を加え、「局長」を「部長」に改める。

第八条第二項及び第九条中「局長」を「部長」に改める。

第十一条第一項中「行おうとするときは、」の次に「事業所の所長を経由して」を加え、「局長」を「部長」に改め、「この場合において、第五条第一項後段の規定を準用する。」を削り、同条第二項中「局長」を「部長」に改める。

第十二条中「その旨を」の次に「事業所の所長を経由して」を加え、「局長」を「部長」に改め、「この場合において第五条第一項後段の規定を準用する。」を削る。

第十三条中「局長」を「部長」に改める。

第十四条第一項中「五日前までに」の次に「事業所の所長を経由して」を加え、「局長」を「部長」に改め、「この場合において、第五条第一項後段の規定を準用する。」を削り、同条第一項中「局長」を「部長」に改める。

第十五条中「局長」を「部長」に改める。

第二号様式中「青森県公営企業局公舎」を「公舎」に改める。

第三号様式中「青森県公営企業局公舎」を「公舎」に、「青森県公営企業局公舎管理規程」を「青森県公営企業職員公舎規程」に改める。

第四号様式及び第五号様式中「青森県公営企業局公舎」を「公舎」に改める。

附則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第十号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「青森県工業用水道事業、青森県観光施設事業及び青森県営駐車場事業」及び「青森県工業用水道事業」に改める。

第三条第一項中「公営企業局」を「青森県公営企業」の設置等に関する条例(昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号)第四条に規定する県土整備部」に改め、同条第二項中「総務課長」を「公営企業課長」に改める。

第六条第三項中「局長」を「県土整備部長(以下「部長」という。))」に改める。

第二十一条第四項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号中「個人情報」を「保有個人情報」に、「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改め、同号を第二号とする。

第二十一条の二を削る。

第二十三条中「ただし、青森県水族館条例別表及び青森県営駐車場条例別表の規定による使用料に係る領収証書の様式については、別に定めるものとする。」を削る。

第三十条中「第二十一条の五第一項第十二号」を「第二十一条の五第一項第十五号」に改める。

第三十一条、第五十九条第一項、同条第二項、第六十七条、第七十条及び第七十二条中「局長」を「部長」に改める。

第七十五条第一号中「二十万円以上」を「十万円以上」に改める。

第八十一条、第八十三条、第八十七条、第九十五条から第九十七条、第九十九条、第一百零一条から第一百四十二条中「局長」を「部長」に改める。

第二百二十九条第三号中「年三・六パーセント」を「年三・四パーセント」に改める。第二百三十三条第一項第二号中「(公団を含む。))」を削る。

別表第一の1の(1)の表中

| | | | | |
|----------|----------|---|----------|----------|
| 雑収賦 | 雑収賦 | を | 雑収賦 | 雑収賦 |
| 固定資産売却利益 | 固定資産売却利益 | | 固定資産売却利益 | 固定資産売却利益 |
| | | | | に改める。 |

「 155」 雑損失

| | | | |
|-----------------------|---|-----------------------|--|
| 「 1 支払利息 | 企業債利息 借入金利息 雑利息 建設中利子 振替額 | 「 1 支払利息 | 企業債利息 借入金利息 雑利息 建設中利子 振替額 |
| 「 2 雑損失 | 事業外固定 資産管理費 建設準備勘 定償却費 不用品売却 損 | 「 2 雑損失 | 事業外固定 資産管理費 建設準備勘 定償却費 不用品売却 原価 その他雑損 失 |
| 「 3 消費税及び 地方消費税 | | 「 3 消費税及び 地方消費税 | |

「 156」 雑損失

| | | | | | | | |
|---|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------|--------------|--------------|
| 「 4 当年度未 処分利益 剰余金 (又は当 年度未処理 欠損金) | 「 4 中小水力発 電開発改良 積立金 | 「 2 繰延勘定償却 費 | 「 2 有価証券償却 費 | 「 3 繰延勘定償却 税額償却 | 「 4 雑支出 | 「 4 受託工事費 | 「 4 受託工事費 |
| 「 5 当年度未処 分利益剰余 金 (又は当 年度未処理 欠損金) | 「 5 当年度未処 分利益剰余 金 (又は当 年度未処理 欠損金) | 「 3 繰延勘定償却 税額償却 | 「 3 繰延勘定償却 税額償却 | 「 4 雑支出 | 「 4 雑支出 | 「 4 受託工事費 | 「 4 受託工事費 |

「 155」 雑損失 「 156」 雑損失

「 155」 雑損失

| | | | |
|---------------------|--------|---------------------|-------------------|
| 5 消費税及び地 方消費税 | その他雑支出 | 5 雑支出 | 不用品売却原価 その他雑支出 |
| | | 6 消費税及び地 方消費税 | |

別添録一中3及び4を記す。

第三十号様式、第四十号様式及び第五十号様式中「局長」や「部長」に於て、次の欄及び「・観光会計・駐車場会計」を記す。

第三十七号様式中「青森県出納取扱金融機関」や「青森県公営企業出納取扱金融機関」に、「青森県公営企業局長」や「青森県土整備部長」に、同様式②に「青森県公営企業局企業出納員」や「青森県公営企業企業出納員」に記す。

第三十九号様式(No.11)及び第三十号様式②に「青森県公営企業局企業出納員」や「青森県公営企業企業出納員」に記す。

第三十四号様式中「出納取扱金融機関」や「青森県公営企業出納取扱金融機関」に「青森県公営企業局企業出納員」や「青森県公営企業企業出納員」に記す。

第三十六号様式(No.1)②③及び⑤並びに同様式(No.11)②③及び⑤に「青森県公営企業局企業出納員」や「青森県公営企業企業出納員」に記す。

第三十七号様式中「青森県公営企業局企業出納員」や「青森県公営企業企業出納員」に記す。

郵便はがき

| | |
|----------------|----|
| 年度 | 会計 |
| 種別 普通・当座No. | |
| 口座 銀行名 | 銀行 |
| | 支店 |

| | |
|----|----|
| 金額 | 代金 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

ただし

氏名

上記金額を振替済みにつき通知します。

振替日付

金融機関

様

第三十八号様式中「青森県公営企業局企業出納員」や「青森県公営企業企業出納員」に記す。

第三十九号様式中「出納取扱金融機関」や「青森県公営企業出納取扱金融機関」に「股」や「様」に、「青森県公営企業局企業出納員」や「青森県公営企業企業出納員」に記す。

第四十号様式中「股」や「様」に、「青森県公営企業局企業出納員」や「青森県公営企業企業出納員」に記す。

第四十一号様式中「青森県公営企業局企業出納員」や「青森県公営企業企業出納員」に記す。

第四十三号様式及び第四十四号様式中「青森県公営企業局企業出納員」や「青森県公営企業企業出納員」に、「出納取扱金融機関」や「青森県公営企業出納取扱金融機関」に記す。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

| | |
|----------------------------------|--|
| (発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県 | (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社 |
| 毎週月・水・金曜日発行 | 定価小口一枚二付十五円一銭 |